

2023 年 5 月吉日

受益者の皆さまへ

ベアリングス・ジャパン株式会社

「アジア未来成長株式ファンド（3 ヶ月決算型）」 信託約款の変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。この度、弊社が設定・運用を行うファンドにつきまして、信託約款の変更を予定しておりますので、下記の通りにお知らせ申し上げます。

当該変更は、投資対象とするマザーファンド受益証券「アジア未来成長株式マザーファンド」の信託約款における記述との平仄を取るものであり、商品としての基本的な性格を変更させるものではありません。従いまして、対象ファンドの運用にかかる基本方針、実質的な運用体制等に影響を与えるものではありません。

また本件に関しまして、受益者の皆さまにお手続きをお願いすることはございません。

受益者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解くださいますとともに、今後も弊社ファンドをご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更対象ファンド

アジア未来成長株式ファンド（3 ヶ月決算型）

2. 変更内容

運用の基本方針および投資制限にかかるデリバティブ取引等について、運用の実態に即した内容へ変更を行うものとします。

3. 変更適用日

2023 年 6 月 28 日（水）

<約款変更の内容（新旧対照表）>

変更後	変更前
運用の基本方針 前文 (略) 1. 基本方針 (略) 2. 運用方法 (1) 投資対象 (略) (2) 投資態度 主としてマザーファンド受益証券に投資を行い、アジア諸国（日本を除く）の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより、積極的にキャピタルゲインの獲得を狙います。 <u>銘柄選択にあたっては、ボトムアップアプローチを基本とし運用者が取捨選択を行い割安でかつ成長性のある銘柄に投資します。</u> また、当該マーケットへの直接投資に代えて、ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルグ等の海外で上場されている投資対象地域内の企業のDR（預託証券）、カンントリーファンド等に投資することもあります。 マザーファンド受益証券の組入率は、高位を保つことを原則としますが、資金動向等によっては組入率を引き下げることもあります。 ただし、市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。 マザーファンドの運用にあたっては、ベアリングス・シンガポール・ピーティーイー・エルティディに運用指図に関する権限を委託します。 <u>なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項</u>	運用の基本方針 前文 (略) 1. 基本方針 (略) 2. 運用方法 (1) 投資対象 (略) (2) 投資態度 主としてマザーファンド受益証券に投資を行い、アジア諸国（日本を除く）の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより、積極的にキャピタルゲインの獲得を狙います。 また、当該マーケットへの直接投資に代えて、ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルグ等の海外で上場されている投資対象地域内の企業のDR（預託証券）、カンントリーファンド等に投資することもあります。 マザーファンド受益証券の組入率は、高位を保つことを原則としますが、資金動向等によっては組入率を引き下げることもあります。 ただし、市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。 マザーファンドの運用にあたっては、ベアリングス・シンガポール・ピーティーイー・エルティディに運用指図に関する権限を委託します。

変更後	変更前
<u>第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。</u> <u>また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。</u>	
為替変動リスクに関しては、原則として外貨建て資産について円に対する為替ヘッジは行いません。	為替変動リスクに関しては、原則として外貨建て資産について円に対する為替ヘッジは行いません。
(3)投資制限 (略) ・同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該社債と当該新株予約権についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。	(3) 投資制限 (略) ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

変更後	変更前
・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所上場の投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。	・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所上場の投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
・<u>有価証券先物取引等は、約款第22条の範囲で行います。</u> ・<u>スワップ取引は、約款第24条の範囲で行います。</u> （略）	
第1条～第21条 （略） 【先物取引等の運用指図・目的・範囲】 第22条 （略）	第1条～第21条 （略） 【先物取引等の運用指図・目的・範囲】 第22条 （略）
② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。	② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
<u>1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範</u>	

変更後	変更前
<u>囲内とします。</u> <u>2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。</u>	
③ (略)	③ (略)

以上